

香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和元年10月1日 13時25分～14時59分		
開催場所	高松サンポート合同庁舎南館 103会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について (金額審議)		
議事要旨	<p>1. 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局(香川労働局賃金室)より最低賃金に関する基礎調査結果について説明がなされた。</p> <p>③ 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金額について、労働者側、使用者側から金額提示がなされ、提示金額の根拠等について説明がなされた。</p> <p>2. 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 957円 (+29円)</p> <p>根拠 : 企業内最低賃金額協定の中での最低額991円と現行の特定最賃額928円との差63円を2年程度で解消することや県最賃の引上率、使用者側の実情等を勘案したもの。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 957円 (+29円)</p> <p>根拠 : 使用者側の根拠としたベースが全産業の結果であり、船舶の関係産業のものではないため提示額を維持。スムーズな審議進行を期待したい。</p> <p>労働者側 第3回提示額 : 955円 (+27円)</p> <p>根拠 : 県最賃の引上額26円を確保した上で、過去の特定最賃や県最賃の推移を踏まえたもの。県最賃との差を維持して特定最賃としての意義を上げていくべきである。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 943円 (+15円)</p> <p>根拠 : 2019年の春闘の結果、香川県内の全産業の賃金引上率の平均が1.7%であったこと。これに現行の特定最賃額を掛けて15.7円を元にした。最賃額を上げれば会社全体の賃金上昇となり、それによるコストアップのため国際競争力が落ちる。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 948円 (+20円)</p> <p>根拠 : 同じ影響率の範囲内で検討したもの。</p> <p>使用者側 第3回提示額 : 948円 (+20円)</p> <p>根拠 : 現在の段階ではこの金額を維持したい。</p> <p>労働者側、使用者側共にこれ以上の歩みよりの様子が見えないうえ、次回の専門部会において引き続き審議することを確認し、散会。</p>		